

平成 25 年度 第 1 回まちづくり推進審議会  
議事録概要（要点筆記）

日 時：平成 25 年 7 月 1 日（月）

19 時 00 分～21 時 15 分

場 所：基山町民会館 1 階会議室

**出席委員**：（順不同、敬称略）

小原委員、原委員、梁井委員、中村委員、古賀委員、

大久保委員、日暮委員、茂木委員、鳥飼委員

小森町長

（事務局）企画政策課 木村課長、佐藤係長、伊藤

**欠席委員** なし

**傍聴者** 3 名

**審議会資料**

【資料 1】町民提案の受付及び回答の状況

【資料 2】基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項

【資料 3】重要な計画への参加

【資料 4】まちづくり計画策定に関する事項

**審議事項**

(1)町長あいさつ

(2)委嘱状交付

(3)委員紹介(自己紹介)

(4)会長、副会長、議事録署名人の選任

(5)議事

**その他**

・今後のスケジュール

・次回開催時間について

## 審議事項

### (1) 町長あいさつ

町長：この推進審議会につきましては、まちづくりの一番大事な部分だと認識をしています。しかしながら、条例施行から2年が経過しますが、スムーズに行っていない部分もあると思いますが、もっと、『基山町のまちづくり』や、『重要な計画への参加』に町民の皆さんに参加をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いを申し上げさせていただきます。本日は、ご苦労様です。

### (2) 委嘱状交付

【町長より、下記の順番に委嘱書の交付】

- ①学識経験者4名（小原清信、中村眞智子、原三夫、梁井朱美）
- ②公募2名（大久保由美子、古賀徹）
- ③町民活動団体1名（日暮美圭）
- ④地域コミュニティ1名（茂木清三郎）
- ⑤事業者1名（鳥飼善治）

以上の9名の任期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。

### (3) 委員紹介

【各委員による、自己紹介】

事務局の方から、時計回りに簡単な自己紹介を行う。

### (4) 会長、副会長、議事録署名人の選任

会長は、小原委員にお願いしたい。という意見があり各委員の承諾を得る。また、副会長については、次期の委員の構成や、基山町男女共同参画推進プランに掲げる町の審議会等への女性の登用促進の取り組みからも女性の方に副会長をお願いしてはどうかという意見があり、大久保委員さんが作業部会にも携わっていたという事から推薦があり各委員さんの承諾を得る。

#### (4-1) 審議会の公開決定について

基山町審議会等の会議の公開に関する規定第4条の規定による、審議会の審議を一般公開するかどうかについては、これまでどおり、公開をするという事で全委員さんの承諾を得る。

## (5) 議事

### ①町民提案の受付及び回答の状況

事務局：資料1の町民提案一覧表、第3回審議会（平成25年2月13日実施）以降の町民提案9件の概要説明を行う。

1番目から6番目は、すでに回答を行っており、7番目以降については、受付を行っている段階である旨を説明。

会長：7から9は、回答がまだ出ていないので、次回に審議会し、6件について、意見等をお願いします。

委員：道路等の補修とありましたが、土砂を入れたという事ですか。

事務局：担当課に確認しましたが、崩壊している場所に石材を入れているようです。

委員：子供たちも遊んでいると書いてありましたので、危険ではないかなと思いました。

会長：ほかにありませんか。

委員：きやまんのイメージソングの提案について、予算を伴わない形で制作ができないものか検討していきますと回答されていますが、どういう意味なのか、わかりづらい部分があり提案者の方も納得されているのか、行政側の考え方を教えていただきたい。

事務局：きやまんのデザイン作成については、公募を行い、お金をかけずに作成した経緯があり、イメージソングについても、お金をかけずに作成できないかと思っています。今後は、依頼者の方を含め無償での楽曲の提供などがあれば、その際には採用するか考えますというレベルの回答をしています。その後、提案者の方から連絡はあっておりませんが、今年のきのくに祭りに参加されると聞いておりますので、その席でも、また聞いてみたいと思っております。

委員：近年は他の自治体も多様なPRを行って観光や人口増加に力を入れているので、基山町でも、もっと積極的にPRをした方がいいのではないかと、イメージソングの製作に関しても、一歩も二歩も深く考えていただきたい。

事務局：PRについては、どこまでやるのかという問題があります。音楽がいいか、他のものがあるか、いろんな問題もありますので、意見があった事は、役場の中でも検討させていただきます。

委員：よろしくをお願いします。

委員：きのくに祭りで、きのくに音頭が流れていますし、いろんな場所できのくに音頭を耳にします。

きのくに祭りが26年になり、愛着もありますので、何もなければ、きやまんが出る時に、きのくに音頭を流せないのかなと思っています。

事務局：それも含めて検討させていただきたいと思えます。

委員：くまもんを含め、全国的にゆるキャラが話題になっている中、きやまんの活用度や、これからのようにもっていくのかも大事ですが、委員さんが言われたように、きやまんの音頭と併用し、きやまんが音頭に合わせて踊るイメージを作っていけば費用は安くなると思います。もう一つ、動きの違いで、きやまんなら人の手を借りないと動けないと聞きましたが、どうでしょう。

事務局：重さは約20kgあり、夏は暑く、視野が狭く、必ず二人が必要です。年間で十数回、延べ三十数人が出ています。時間は、町内で1～2時間程度ですが、町外の場合には、1日になる事

も多く、一カ月分程度の人件費が絡み、普段の業務に支障を及ぼしますので、調整しながらやっていきたいと思っています。

委員：フェイスブックに活動が載せてあり、意外と動いているなと思います。

事務局：担当が一生懸命頑張っています。

委員：今はフェイスブックなどがあり、何をしているのかよくわかります。

委員：重たくて、普通車には乗らないと思いますが、軽量化できませんか。

事務局：お金もかかりますし、軽量化すればいいのか問題があります。町内行事は担当課で対応するようにしていますが、担当課がない行事は、企画政策課で極力参加している状況ですが、今後は、他自治体の協力体制を検討するようにしています。

委員：鉄じゃないでしょう。職員がするから人件費が掛かるし、役場の方が引っ張っていくのも大事だと思いますが、協働のまちづくりをするのだから、私もかぶってみようという言う人もいると思いますので、広く一般の町民の方に呼びかける体制を取ったらいいと思います。

委員：軽量化して、貸し出しできませんか。

事務局：貸し出しは結構しています。

委員：何個ありますか？

事務局：1個ですが、家族を作ってはと話も出ていますが、それは本業じゃありませんので、周りを見ながら検討したいと思っています。

委員：話が盛り上がっていますが、イメージソングをする、しないの話ですが、提案者の方はプロの方で、費用はこれぐらいなのか、一般的に45万という金額なのか。

事務局：レコーディングのレベルではないと思います。

委員：これぐらいの金額で、できますよという事ですかね。協働なら、一般に公募し、予算を計上するのかなと思いますが、委員さんが言われたように、呼びかけをすれば協働がなされるのかなと思います。もう一つは、行政がどこまでやるかで、5%なのか10%なのか分かりませんが、例えば、くまもん等は、スケールが違うでしょうが、予算や誰がどう動いているかなど参考にしながら、十分の一でも百分の一でも参考にされたらいいのかなと思います。

事務局：町としては、職員の協力を仰いで積極的に活動していこうという方策を考えている最中で、少しずつ広げればいいのかと思います。町民の方からの借用もありますので、まさしく協働で、きやまんの宣伝をしていただいているものと考えております。

委員：年に十数回だと、月一回程度なので、町民側からするとあまり活用されていない気がしますが、7区や8区のお祭りもありますし、けやき台でもやっていますけど、お祭りに、簡単に借用できれば、更に多くの方が活用すると思います。その為には、費用を掛けずに軽量化を進めた方が認知度、活躍度も増えていくのかなと思います。

事務局：地域のお祭りでは使われています。十数回は職員が出た回数です。おかげさまで活用はしていただいております。また、別の物を作ったという話は、きやまんのイメージがありますので、変更するのは、難しいと思いますが、検討はしますけど、費用も掛かりますから。

委員：別物ではなく、外見が同じで軽量化できないのかです。

事務局：質感が違ったりするらしいので、イメージを壊さないようにとは思っています。軽くできるものがあれば、それは検討させます。

会長：きやまん関係で何かありませんか。この審議会は、町民提案とそれに対する町の回答を検証するという事です。提案者の方は、お金を掛けてイメージソングを作りませんかという提案ですけど、回答は、予算は付けませんと言う事です。皆さんの意見では、きやまんの活用など含めて意見があったという事で、回答に必ずしも満足している訳ではなく、例えば、お金を掛け無くても、お金を掛けてでもいいものを作るべきだとの意見もあるので、お金を掛けないという回答については、お金を掛けるか掛けないか、ゆるキャラ全体をどのように活用するかを含め、もっとこれをきっかけにして、町民の意見も聞きながら活用を広めていく。というのが審議会の多くの意見ではないかという気がします。予算は付けませんが、タダならやりますという事では、審議会としては、もっといろいろ含めて考えてもいいのではないですかという事ですね。

委員：まちづくりは、一人でも多くの町民に参加してもらい、みんなでやっという考え方がある反面、自分達で出来る事は自分達でとか、行政の意見を聞くと、予算が無いからと言われてますし、会長が言われたように、予算を少し掛けても、将来どういう展望をもって力を注ぐか、どの程度の経済効果があるのか、評価もあると思いますが、長い目で見て検討すべきではないかなと思います。まちづくりですから、いろんな意見を聞いた方がいいので、そうしないと、何かシャットアウトしている感じがします。意識が変わっていないという気がしましたので、もう少しオープンにしてもらいたいと思っています。

事務局：担当課としては、積極的にやろうという事で、手始めとして職員が休日に参加出来ないか検討している最中です。どの程度まで活用するのは、中々難しく、くまもと同様には当然できません。あれは、全国でも何百、何千体という中で、一体が売れているだけで、同じようにやってみようという事にはなりません。ただ、皆さんが期待される部分はありますので、順次、少しずつでも進めて行きたいとは思っております。

委員：「職員が出る、出ない」や「予算を出す、出さない」についての判断は難しい。行政もどこまでしてよいか、意見をどこまで聞けばいいのか、難しいのかなと思います。町の柱は、商工業や観光で、その枝葉の中に協働で意見を吸い上げているのが今までのやり方だと思うが、柱が何本か出来、予算が出来、その中で、意見を出してもらい、良いね、悪いねとか、採用、不採用とか、戦略的なものは行政でやり、戦術的なものに関しては協働を取り入れる。柱には年間予算を付けその中で動けば、イメージソングを45万で作成した場合でも、町民の意見は安かったねとか、議会からは高すぎるとか、意見もあると思うが、年間計画でこうしていますとなれば、話がスムーズに行くのかなと思います。

事務局：基本的な方針の中、枝葉の部分を予算の中でするのは、すごく良い事だと思います。基本的には、観光も、きやまんも、基山町のPRと考えております。町のPRにつきましては、従前、パンフレット等を福岡市や久留米市などに配布し、基山をPRしてきましたが、イメージキャラクターもやっという事でやっています。従前からPRする年間予算は0円です。きやまんの作成には費用が掛かっていますが、その後は、職員で活用してきました。今年は方針が出ま

したので、ある程度の予算を付けてやっていこうと思っておりますが、どういう風かは決まっています。

会長：この場合は、町の弁明を聞く場ではありませんので、この回答については、審議会の委員の自由な意見が出たという事で、今後、イメージソングを含めどうするかについては、町と町民のやり取りが十分あり得るのではないかと思います。

委員：2番の案件で、最終的に木を根元から伐採する事で対応されていますが、危険だからと要望があった結果が、根元からの伐採で、白坂久保田線のけやきは大きくなっていますので、こういう場所はたくさんあります。例えば、福銀の交差点付近も根元が大きくて見通しが悪い場所がありますが、要望が出たから切るのではなくて、要望が無くても、危険箇所は行政としてどうですか。要望を出さないとしてくれないのですか。町民提案を見て、要望したら対処してくれるのかなと分かりますが、一般の方は分かりづらいのかなと思います。それに、3番目の秋光川清掃活動の回答が、町からの委託事業として実施となっていますが、これはどういう形で委託されるのか、もっと具体的に聞けたらお願いします。

事務局：所管課じゃないので正確な回答は出来ませんが、交通標識が見えないというのは、要望等が寄せられてからしているのが現状です。担当が巡回して管理するというのは難しいと思います。大都市の場合、専門技術者等が管理していると思いますが、町では、町民さんから言われた時に伐採しているのが現状だと思います。良い悪いは難しいですが、小規模な自治体ではやむを得ないのかなと思っております。秋光川の花壇の手入れについては、老人クラブが以前から管理されていた場所で、従前は、まちづくり基金という補助金で管理されていましたが、補助金は3年間でしたので、補助が無くなり、どうしようかとなった時に、協働化推進事業というのがありますので、町民提案で行ってもらいました。本来、町で行う業務を老人クラブで行っていただくという事で、委託事業で行うようになったと聞いています。

委員：予算は伴うのですか。

事務局：委託するわけですので、費用は払う事になります。

委員：他にも、同様の委託事業はありますか。

事務局：協働化推進事業では、まだ、ありませんが、今後出てくるのかなとは思っています。例えば、けやき台のコミュニティ道路とかは、やりたいという話も聞きますし、市街化区域内の都市公園では自分達でしたいと話も出ているようですが、高木は専門の業者でないと危ないので、除草など簡単な作業の話は出てきているようです。

委員：初めて協働化推進事業をされたのですか。

事務局：最初から協働化推進事業で行うようになっていたわけではありません。あくまで、協働化推進事業と同じ考えで、業務委託をすれば安価で管理もできるという事です。

委員：委託事業の内容が、少し分かりにくいですね。

事務局：従前から老人クラブが補助金を運用しながら管理していましたが、今度からは委託事業として請け負ってもらう形になり、委託料を支払います。

委員：協働のまちづくりの考え方の根本的な事は、自分達の町を行政任せではなく、自分達で出来る

事は自分達でやりましょうという趣旨と思っています。昔から、道路清掃や河川清掃、草刈、老人クラブの美化活動など行ってきましたが、ある意味、昔からある協働です。こういうのを、もっともっと、盛んにしたいというのが町長の考えと思います。ただ、補助事業的なものがあるならば、補助事業で行った方がいいのではないかという気がします。委託になると委託業者の事業が減ることになるのかなという気がしました。普通業者がすれば100万円程度だけれども、自分達なら30万円程度で、労賃などはボランティアでするので材料代だけというのが、本当の協働のまちづくりかなと思いますので、地元でやってくれるものは、少しでも補助をして、推進することが本来の協働かなと思ったところです。

事務局：協働とは、行政が節約する為と言われますが、そういう面じゃないとは言えませんが、基本的な考えは自分達の所は自分達でやった方がよりよくできるという事です。植栽の管理を業務でやっている、ここまでしかできないというのがあり、細かい部分で地元の人と意見のくい違いが生じますが、自分達でやってもらうと、その部分は上手くいくのが協働の効果だと思います。

また、業者がしていたのを自分達でするという事ですから、業者さん泣かせが無いという訳ではありません。ただ、老人クラブについては、もともと補助金でしていた作業を少ない委託料で委託しました。補助金については、いつまでも出すというのには問題があり、自立していただくのが基本的な考え方で、委託料は高くありませんが、お願いしたんだろうと思います。

会長：他にございませんでしょうか。

委員：資料を見ていると、個人からの要望もありますが、区長さんからがほとんどです。区長さんからの要望は今までもありましたので、プラスで、個人も出せる制度になったわけですが、どれだけの住民が知っているのかなと思います。何かあれば、まず、組合長に言いなさい、それから、区長を通じて出すのが相変わらずです。ですが、条例によると、個人で提案書を出していいわけですから、それをどれだけの住民の方が知ってあるか、区長が出されていた要望等が個人から出されれば、役場の対応は大変になるとと思いますが、条例を作った以上、受け皿は覚悟の上でしょうから、町民に周知しないと、まちづくり条例が生かされないと思います。

事務局：行政側からすれば、基本的に地域の事は区長を通してお願いしたいと思っています。個人の方で自分はこうしたほうが良いとおっしゃる方がいらっしゃっても、別の方は、そう思われない事がよくあります。例えば、落ち葉の片付けが大変なので枝を伐採してくれという人は、毎日家の前を清掃しているので枝が邪魔になりますけど、別の方は、せっかく紅葉がきれいで景観が美しいのにと思いがあるので、個人の物ではないので、地域で意見を取りまとめて方向性を出していただきたい。ただ、個人の意見を無視するものではありませんので、それは、出されても結構ですが、我々としては地域に関わる事はやはり区長さんに相談して下さいと担当にも伝えております。その人の意見だけ聞くと、地域で反対の意見を考へてある方もありますので、地域に関係する事は地域でという考えはありますし、啓発も含め、パンフレット配布などで周知を行っている状況です。

会長：区長さんが出されているという事は、区の方で意見調整をして出さなくてはならないという事ではないですね。区長さんは、区長の立場でまとめて出せばいいでしょうけど、個人的な見解

もあるので、未調整のまま出しても、もちろんOKだという事ですよね。この制度に乗った以上は、区長として出すのであれば、地域の意見を集約した形で出していくという事でしょう。

事務局：個人で出されても問題ありません。町民提案が地域の問題に絡む事だったら地域で議論してもらった方がいいと思います。個人で出される意見がありますが、地域の事だったら区長、地域に訊ねて下さいとは担当課に話をしております。一人の方は思っている、周りの方はそうは思っていないという事がよくある話ですから。

委員：町民提案は誰が出してもいいのですが、けやき台の場合は、一つの手法として、運営委員会の中で地域の事は地域で話し合いをしながら解決していく方向性で、運営委員会で図って、まとまったものを区長が提案していくというやり方を少なからず取っています。個人で提案するのは最もですけど、どちらに利があるかとかいう事になれば、木を伐採する時に良いと言う人もいれば、ダメと言う人もいるという事を考えるとなかなか難しい問題が出てくるのであれば、合議制の中でやった方が、より協働が出来るのではないかなと思っています。けやき台の15区は、可能な限り区長を通してやっていきたいとお願いをしています。

委員：町民提案が区長からという事は、一般の町民の人がこうしたいというのは、ここには出てきていないのかなと思います。協働という事でアイデアがあつたとしても、ここまで上がってきていない、広報の問題などもあると思いますが、普通の人はこちらを見て、信号やカーブミラーの事を提案するのかなと思います。それに、パンフレットも配りましたと言われますが、これに関わっている人は読むかもしれませんが、普通の人には読まないと思います。パンフレットを配りましたじゃなく、町民が、どうしたら見てくれるかなという物を作らないともったいないと思います。

事務局：パンフレットも担当が検討して作成しています。良くなったと思ってOKを出しましたが、最初の方はダメ出しを何回もやりました。確かに言われる通り浸透している状況ではないかもしれませんが、今回の9番の行政サポート制度というのは、やっと、こういうものが出て来たのかなと、期待はしています。広報もどうやったらいいかという難しいのもあるんですけど、それについては、今後は努力していきます。

委員：区長さんを通しての要望等は昔からある事で、改めてこの制度で出されているのかなと思いますが、町民レベルでみんなが意見を出して、側溝を掃除して下さい、あそこを切ってくださいなど、一人一人が言われたら、協働のまちづくりとか、何か個人のはけ口とか、本末転倒とか、あくまでも自分達の町を自分達でよくしようという趣旨、目的がある中での、私達はこうやりたいと思いますがという提案が出されるべきであって、個人レベルで、あれしてくれ、これしてくれは、要望ですよね、そこを少しはき違えていくと最初の趣旨目的とは全然違う、運用面になっていくと思います。自分達の町は自分達で行政に負担を掛けずにやっていこう、その為には、サポートとか、自分達もこんな力を持っているから、活用したらどうですか、という提案を皆さんお願いします。と広くPRして、出て来たところは、吸い取ってあげる、それと、やっぱり、口コミも、区長さんからも誰からでもいいですけど、自分達のまちづくりは自分達でしよう、町長も言いよるから、みんな出してくれんね、という口コミとか並行していく事がある意味最初の趣旨目的に到達するのかなと思います。

事務局：カーブミラーなどが多いのは、まちづくり基本条例の作業部会で、住民の方は陳情や要望、苦情等とか分からないという事で、我々もその辺は認識していなかった部分で、全部提案として捉えるという事で、カーブミラーとか危険箇所とかは本来なら、担当課に言えば済む事ですが、人によっては分からないと言われるので、作業部会の中で、一括してどこか窓口になる部署にしては、という事でしたので町としては、企画政策課ですべて受け付けるという対応にしました。それから、個人の提案が少ないのは、確かに言われる通り、我々も思っていますが、文書にするのが苦手なのかなと思います。話していると、いろんな意見が出るのですが、提案して下さいと言うと、なかなか文書にするのが難しいようで、自分達が期待していた部分のところが上がってこないというのがあると思いますが、ゆっくり育てていくしかないのかなという気がしています。町民の中にそういう意識が育ってくれば、どんどん出てくると思いますし、広報が足りない部分は今後とも検討していきたいと思います。

会長：他にありませんか。

委員：行政側を応援するわけではありませんが、まちづくりはかなり以前からシンポジウムとか、もちろん町議会とか、町も広報とかいろんな分野で宣伝してきていると思っています。今回のパンフレットも全戸数に配布しているが、見る人は見るが、見ない人は見ないで捨ててしまうというのも多少はあるのかなという気はしますし、以前の審議会ではもっと提案もあった気がしますので、やっぱり、まちづくりに対する関心が当初より少なくなって、提案が無いのかを考慮いただいて、町として今後どうやって広報していけば、より協働の部分が活用できるか検討していただきたい。資料の中にも、新しい住民、自治システムの構築と入っていますので、個人の提案も含めて、住民が自ら参加できるような、やり方を今後考えて行けば、この協働の意味が理解できるのかなと思っています。

事務局：ありがとうございます。参考にさせていただきます。

会長：制度が、まだ、十分に周知徹底されていないということですね、他になれば、議事の2番目に入りますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい。

②基山町まちづくり基本条例の改正又は廃止に関する事項【資料 2】について、事務局より説明。

会長：基本条例の改正又は廃止に関する事項の資料2につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、総合計画の基本部分である「基本構想」について、法の策定義務がなくなったため、基山町まちづくり基本条例を改正して、「第5章 行政運営」の中で新たに第26条として「総合計画」の規定を追加し、第26条の2に「行政評価」と改正して、改正前の第5章中の「改善制度」と「条例の検討及び見直し」については、第6章に規定をした旨を説明。

会長：何かご質問などありましたら、よろしくをお願いします。

委員：総合計画はしなければならなかったのを、しなくてもいいようになったのですかね。ですが、

基山町としてはするということですか、簡単に言うと。条例の中に文言を入れて、従来と変わらないように、条例を書き直されたということですよ。

事務局：そうですね。

保委員：分かりました。第五次計画は始まっていますよね。

事務局：今の総合計画につきましては、27年までとなります。今回、平成28年から十年間分を策定しますが、25年から開始しようと思っています。これについても、ワークショップ、意見交換会などいろんな町民参加の機会を設けて、町民と議論しながら行いたいと考えています。いろんな町民活動団体、商工会、農業団体、体育協会、文化協会などの意見も聞きますし、各区長などの話も聞きながらやっていこうと考えております。

会長：他に何かありませんか、よろしければ次の重要な計画の参加について。

### ③重要な計画への参加【資料 3】について説明

会長：資料3について説明をお願いします。

事務局：重要な計画等への町民参加等について、町民参加の方法・進捗状況・情報の公開についての一覧表により、第5次基山町総合計画、新図書館等建設について報告。

会長：ありがとうございます。何かご質問などありませんか。

委員：ありません

会長：確認ですが、公募型のプロポーザルで企画提案の提出期限は過ぎていますが提出が無かったということですか、聞き間違いですかね。

事務局：第五基山町次総合計画策定方針について、方針を決めるために、住民さんの意見を聞くという事で、パブリックコメントを1か月間行いましたが、意見がありませんでしたので、策定方針通り作っていく事になります。策定にあたっては、住民さんの意見を聞きながら、作っていく事になります。あくまで、方針の決定についてパブリックコメントを行ったという事です。プロポーザルの参加者募集につきましては、総合計画を作るためには民間からの支援が必要ですから、民間の業者にプロポーザルで参加者を募集している状況です。7社ぐらい提案があるようで、審査会を設けて、業者決定をしていきたいと思っています。

会長：第五次総合計画について、業者はこれから審査ですか。

事務局：業者については、これから選定になります。

委員：総合計画がこういう方向性ですが、審議会は意見がありますかという流れですか。

事務局：いえ、報告になります。新しい方もいらっしゃいますので、説明させていただきますと、資料のまちづくり基本条例の5ページに第23条とあると思いますが、町民参加の方法の一つとして、重要な計画等への参加があります。町は、次に掲げるまちづくりを行おうとする場合は、あらかじめ町民参加の手続きを行わなければならないとありますので、この第23条の第1条の基本構想及び基本的事項を定める計画等に該当しますので、町民参加の手続きの手法として、次の第24条に、町は、町民参加を保障するため、前条の事項について検討をすることを決定した段

階で、趣旨、内容その他必要な情報を公表し、次に掲げる方法等により、町民に意見を求め、これを考慮してまちづくりの決定を行わなければならない。としていますので、ここに五種類上げております、すべてするものではありませんが、いくつかを組み合わせで行っていきます。図書館については、いろんな意見を持ってある方がいらっしゃるという事で、昨日、建設について意見交換会をしたところですよ。町民参加の方法として、今回それをやったという報告になります。

会長：ただいま図書館も出ましたので、図書館建設も含めて何かありましたら。

委員：総合計画は平成27年度からと書いてありますが、図書館はどのような日程なんですか。

事務局：図書館については、建てるか、建てないか、とか、場所の問題について議論している最中で、今月の半ばごろまでには方向性を決定したいという事でしたけども、意見交換会とかいろんな事がありますので、そこは、まだ未定という状況です。建設するとなれば基本計画、実施計画など、そういった計画を作成した後に建設という事になりますから、あと2年ぐらいはかかるという気はします。

委員：そもそも、第四次総合計画の中で図書館建設はどうなっていたのですか。

事務局：第四次の中では、図書館は造るという事になっていましたから、平成27年ぐらいいまでは、出来るのかなと思っていましたが、正確な事は言えません。

委員：要するに、未定ですね。図書館は早くから話がありましたので進んでないという事ですね。

事務局：図書館の話が決まる前に、小学校建設があったので、それが終わったので、また、検討に入っていますので。

委員：凍結期間あったという事ですか。

事務局：凍結というか、町としても学校の方に力を注いでいた部分があったんで。

委員：時間がかかり過ぎじゃないですか。

事務局：まとまればいいのでしょうか、いろんな意見がありますので。

委員：大きな問題は、面積が狭いという事と老朽化の二つですか、老朽化が大きな目的ですか。

事務局：詳しい事は言えませんが、考え方としては、時代に合わなくなってきたという事じゃないでしょうか。どういう事かという、狭いし、本を読むスペースがないとか、よく聞きますし、本は借りる事は出来るが、読むスペースが無い、そういう面では今の時代に合わないというか、そういうのがあるのかなという気がしますし、今はIT関係が言われていますので、紙の物ばかりではなく、デジタルの物もあるので、少し時代に沿ったというのが一番の大きい要件かなと思いますけど。

委員：時間をかけるのもいいが、かかり過ぎるのもどうなのかなと気がします。耐震になれば、時間もかかるし、耐震問題が大きければ対処しないといけないと思いますが。

事務局：今の図書館は、それはないと思いますが、そこはちょっと分かりません。意見交換会もしているという事は、町としての方針も決まっているので、建設の方向で進んでいるので時間はかからないと思います。

委員：それだけまとまらない、図書館建設の難しさがあるのかもしれませんが。

事務局：そうですね。図書館は難しいですね。

委員：町長にお聞きしたいのですが、今の図書館は老朽化もあろうし、耐震の問題も浮上しているし場所も狭いと思いますが、おそらく、近辺周辺では、その当時最高の図書館だったと思います。後からどんどんいい図書館が建った。時代の問題もありましょうが、IT化が進んでいます、建設しますよね。本当に建設する気があるのか、町民が反対するならやめます、とか、本当に必要なら、町民の反対が必ずありますので、基山町としては、絶対町民のために建設しますとか、基本的な考えが無いと、あっち行ったり、こっち行ったり、するのはどうなのかなと思います。それも踏まえて、町長の考えを教えてください。

町長：今日は、発言しようと思って来たわけじゃないので・・・。

会長：附属機関である審議会で、それは、なかなか難しいでしょう。それは、ちょっとまた、別の機会にした方がいいでしょう。

委員：はい、わかりました。

会長：昨日、意見交換会があったということで、それについて、意見がありませんか。

事務局：会議録も要点筆記でホームページに掲載しています。

会長：要点筆記ですね、あと、検討委員会の設置要綱ができていますので、この、検討委員会も発足しているのですか、

事務局：検討委員会は結論が出ています。

会長：ああ、終わっているのですね。

委員：流れですね。町民の意見、専門的な意見、審議会の意見を交えてもう一度煮詰めるという事ですよね、それで出来た事なら、それを行政が審議会の意見を取って、あとは議会に出して、そこで、承認すべきことかなと思います。意見交換会を審議会の後に行って、また、いろいろ、意見を聞くのはどうなのかなと思います。審議会の中で、町民の意見をいろいろ聞きたいとなれば、まとめて、結論的な事を作って、行政に町民の意見を聞きましたよ、審議会としてまとめましたよ、これで行政側はどうですか、よければ、議会の方に渡しますという方法じゃないと、せっかく審議会が作ったものを、意見交換して、また、ああじゃない、こうじゃないと吸い取ってたら先に進みません。まちづくり基本条例が出来ているんですから、町民の意見を聞くことはもちろん大事ですが、聞く順番というか、その辺を少し、審議会の中で聞かれたりして、それを吸い取って、作られるとある意味スムーズに行くのかなと思います。

事務局：教育学習課としては、今後も町民さんの意見を聞いていきたいというものはあるようです。方針が出ているのは、建てるという事と中央公園という事だけしかないわけで、今度はその図書館の中身とかいろんな問題が出てくるので、そういうのは今後とも意見を聞いていきたいと思っているという話を聞いております。それから、今回意見交換会をしたのは、検討会の前に聞いた方が良かったかもしれませんが、一つは、中央公園に図書館を立てるのは、公園利用者の意見もあり、図書館を建てたいという人からすれば公園でも良いが、公園利用者からすると公園で良いのかという問題があるので、意見交換を開催したのではないかと思います。言われるように、審議会の中で事前に聞くのが一番良かったという気はしますが、審議会の中でやってないという事で、聞いたと思います。

委員：先ほどの行政の流れもそうですけども、個人の意見があるわけで、意見交換会の中で出て、それを区長さん達、審議会とかでいろんな意見をまとめて、全部聞いたら成り立たないわけですから、いろんな意見がある中で、専門的な知識を交えて、みんなが言うけど、専門的にはこうですから、とかあると思いますので、それで結論を審議会として出して反映しないと、専門的なものを出した後に、個人の意見を聞いていたら先に進まないと思いました。

事務局：その辺が、難しいところです。検討委員会の委員さん達は、そうは思わないという部分があるわけで、ほんと、よく見とけばよかったですでしょうけども、後じゃなくて、審議の途中で住民さんの意見を聞くとか、そういう手法がありますよと、各課に周知していきたいと思います。

会長：何か、はい、最後の資料4について、よろしいですか。説明をお願いします。

#### ④まちづくり計画策定に関する事項【資料 4】

小原会長：資料4について説明をお願いします。

事務局：まちづくり計画策定団体として認定を受けている一覧表の団体についての説明。

事務局：補足説明をさせていただきます。1ページの、条例の第4章のところに、協働のしくみというのがありますけども、第1節の町民提案制度というのが、先ほど説明しました、いろんな提案があがってました分です。それからもう一つが、第4節が重要な計画で、もう一つ、まちづくり計画がございまして、これにつきましては、第17条の5ページに、町が一定の活動領域を代表するものとして認定した町民活動団体及び地域コミュニティは、まちづくり計画を策定することができる。としております。これは、町が認定するという事にしております。で2番目の所で、まちづくり計画とは、一定の活動領域における課題を解決するため、調査、審議し、本町の計画との関係を考慮しながら、策定された将来計画をいう。と、まあ、自分達がやっている事を、どうやったら、いろんな問題とか解決しながらやれるかという事を、作る計画になります。で、そういう計画を作るのをまちづくり計画と言いまして、認定するという事になっていまして、先ほどのまちづくり推進協議会の条例の中で、役割として、まちづくり計画策定団体の認定に関する事項とありますので、町の方で認定をしますが、これはちょっと認定団体には認められないと町が判断した時に、当然不服申し立てというのがありますので、そういう時に審議をしていただくという事になります。

会長：はい、何か質問などありましたら。

委員：まちづくり認定団体の中で、7区自治会が先行して、すばらしい提案という事で、7区全体も活性化しているんじゃないかなと思いますので、もっと広げて基山町全体がこういった認定団体になっていければ、一層、有意義なものが出来てくるのではないかなと思いますので、こういったのを事例として、町民の方に紹介していく方法を考えて進めて行けば、住民の方が参加しやすくなると思っています。具体的に、いろんな事を進められているので、良い事例ではないかと思っています。

事務局：町としても、各地域に作っていただくように区長さんにはお願いしています。区長さん達に

もいろいろな考え方があるようで、なかなかすぐにはいかないようです。地区によっては、アンケートを取り少しずつ進んでいるのかなと思っていますし、7区は非常に盛んで、皆さんが自分達でまちづくりを考えられますから、今度は、お年寄りの集まる場所を考えられて、まちづくり基金を使ったらどうですか、という支援をしています。

会長：他に何か。まちづくり計画がまだ作られていないという事ですが、そもそも17条は、この計画を策定するという事に認定をしていることになるわけだから、これがいつまでもというの、へんという事になるのですかね。必要に応じ支援し、場合によってはサポートする、ただ、行政がやらせると、本質が違いますが、計画がいつまでもないというの、何の認定やったんですか、計画作るという事で認定しましたが、条例の趣旨からからはずれている感じがします。

事務局：条例を作った時は、認定を受けて作らないというのは思わなかったもので、歴史と文化を語り継ぐ会の方は、今、子供たちを集められて基肄城の演劇をしてあって、昨年好評だったもので今年もされていて、すぐに作れるかは分かりませんが、フットサルについては、解決したのではないかと聞いたところもあるので、そのへんは少し聞いてみます。訊ねてみます。

会長：その他の事項で何かありませんか。無ければ議事の方も終わりますけど。よろしいでしょうか。予定されていた議事は全部終わりました。その他という事で何かありますか。事務局の方で、今後のスケジュールをお願いします。

事務局：今後のスケジュールで、開催については年3回を予定しております。11月末と2月中旬に予定しております。次回は11月に開催させていただく予定で、今回同様、開催につきましては日程のアンケートを送付する予定です。

会長：よろしいでしょうか。

事務局：一点いいですか。議事録ですが、一つは要点筆記でいいのではないかと考えているんですけど、全文起こしてしまうと読むのも大変だと思いますので。

各委員：いいと思います。大変なので。

会長：長いですしね。大変でしょう。ただ、適当にカットしないでください。大事なところが抜けているみたいな。

委員：議事録署名人にちゃんと見ていただかないと。

事務局：そういう事で、いいですかね。もう一つ、議会で出たのですが、発言者の名前を記載すべきじゃないのかと出ましたので、議会の中でも申し上げましたが、自由な意見を交換するには、そういうのもありうる。考慮してそういう事になっているのではないかと話をしていますが、どうですか。要点筆記になれば、誰が発言したという事ばかりにならないと思いますが。

会長：その自由な発言というのは、多分、情報公開条例の関係があるかと思うんですけど、情報公開条例の場合はですね、発言者の名前があっても、そこを黒塗りにして開示するという事で、誰が言ったのか直接的に分からないように情報公開は、部分開示という形でやるのが多いですね、だから、内部の時はお互い知っているの、名前があってもかまわないし、むしろ、無い時には、誰が言った意見やったかなと、自分の意見やったら思い出して、不正確ですと指摘もしやすいんですけど、何のことが分からなかったら訂正も出来ないという事もありますので。

事務局：町では、会議の内容もホームページで公開しているもので、外に出す場合です。

会長：ああ、その場合ですね。その場合は、ううん。

事務局：実際、傍聴人の方もいらっしゃいますし、傍聴人の方は誰が言ったのか、この中ではわかりません。

会長：そうですね、わかりますね。外部ですね。

委員：最初、書いてありましたよね。途中からですね。

事務局：そこで、おそらく話をしたのかなと思います。

会長：そんな時は、例えば、A委員、B委員とかでもいいわけで、実名を出さないというか、個人攻撃というか、個人批判を防ぐという事でしょうけど。

事務局：従前、情報公開条例の中では、そういうふうに、審議の自由な議論を妨げる場合は公開しないという条項はありますが、皆さんのご意見を聞いておいた方がいいのかと思ひまして。

会長：発言者名だけを伏せるか、イニシャルでAとかBとかにしてしまうというのが、情報公開条例の運用の中では多いですかね。こういう審議会はですね。内部では分かるようにして、外部に公表するときはそんなふうになっているのが多いですかね。

事務局：時代も変わってきて、出すところも出てきているんですけど、皆さんの意見を聞いておかないとですね。

会長：自由な意見が妨げられるというのはあるから、アルファベットでやるという趣旨でしょうけどね。

委員：要約という事になると、ポイントだけですよ、それが一番いいと思いますけど、逆に言うと、言葉の流れが、こう言って結論をこう言ったというのがあると思うので、読む人によっては、結論だけになるとその前後の事が分からないので、こういう事かなと、マスコミみたいにそこだけ取られると、ちょっと問題が発生する可能性もあるので、名前を伏せるのも一つかなと思います。

事務局：議会からは、当然、日当も発生するので公表すべきではないかという意見もありましたが、前回も申しあげたとおり、非常にこの審議会は活発な意見を言ってもらって、いくつか参加した審議会の中では、活発な意見を頂いているので、それが支障になってもと思ったので、議員さんが言われる事も間違いじゃないわけですので、委員として任命されているので責任ある発言をしてくれというのも間違いじゃないので、心配しているのは、自由な意見が出なくなるのはどうなのかと思った部分がありましたので。

委員：厚生労働省は全部、名前を出しています。

事務局：全部出している。

委員：ホームページだからみんなに知れるし、ここで、審議して却下するとかして利害関係が出てくるんですけど、ここは審議会で、審議する場なので利害関係がないので名前を出してもいいじゃないかなと思ひました。

事務局：お尋ねしたのは、厚生労働省の団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会というのがありまして、そこの委員をされてありますので、国の動向とかご存知ではないかと思ひましてお尋ねしましたが、やはり、皆さんが自由な意見を言いたいというのであ

れば、それは構いません。公表しないという事で良いですか。

委員：他の委員会などはどうなっています。

委員：男女共同参画推進の委員をした時は公表でした。

事務局：公表でしたか。

会長：委員名も含めて、発言内容も名前も含めてですか。

委員：会長とか、名前とか、委員長をしていたので

事務局：議事録については、名前を入れたのを作成する予定です。要点筆記については、実名を入れなくてもいいのかなという考えもあったのですが、どちらがいいですか。

委員：実名は入れない方がいいです。以前、新聞社が来た時に、誰が言ったかという時に、「〇〇さんやったね」と言われてドキッとしました。ここの中では名前を入れてもらってもいいですけど、公開するのは、A、Bにしていただければ、意見も出しやすいかなと思います。ちょっと遠慮しなくちゃいけないかな、議員さんから言われてちょっとドキッとしました。

委員：他の審議会があるじゃないですか。いくつかね、どうなっていますか。

事務局：議事録というのは、内部のものと、外に公表する部分があるので、外に公表する部分で男女共同参画は公表ということですが。

委員：議事録だったかもしれませんね。

事務局：要点筆記は、名前が出ていなかったと思います。

委員：確認してください。それが、一番いいでしょう。

事務局：また、次回報告させていただきます。今回は、皆さんが合意されていませんので、名前は出しません。

会長：非常に専門性が高くて、専門家としての責任ある発言が求められている場合に、専門的な発言と同じよう扱われると、どちらかというとなりて未成熟な情報なんかも含めて自分の考え方を、どちらかというとなりて素直に言っている時に、個人名を公表した場合には、なんかこの人、用語も知らないで言っている、というような事になると結局は黙っておこう、そうなる、自由な意見の妨げになるのもね、そうなる、外部には出さないのも、一つのやり方ですかね。

委員：今の意見に賛成です。審議会の位置づけがどの程度なのか、専門性のあるものかになってくると思います。日当もと言われますけど、日当はもらっていますが、専門性のある部分と、今のこの審議会の位置づけはだいぶ違うと思います。発言は自由であれば、やっぱり個人的に意見を述べるというのは多いに必要だと思いますし、だからこそ、今自由に発言が出来ているのに、名前を出すという事になれば、やっぱり、多少、言われるような事も出てくるし、今後もちょうと、出てくると思いますので、であれば、ABCでも何でもいいと思いますので、どういう内容が審議されているが重要であって、個々の発言が、どうじゃない、ではないかと思っています。私も外部に出すときは、名前を出さないでいいのではないのかと思います。

会長：じゃこれは、次回という事で、今日のところはそういう形で、今後どうするかというのは、また、協議があるという事にしましょう。はい、どうも長い間お疲れ様でした。

各委員：どうも、お疲れ様でした。

以上この議事録が正確であることを証します。

平成 25 年 11 月 26 日

会 長 小原清信



議事録署名人 大久保由美子



議事録署名人 森本 三郎

